

—令和4年度—

事業計画

社会福祉法人福角会

多機能型事業所くるみ園

放課後等デイサービス事業所

みらい

—令和4年度—
放課後等デイサービス事業所 みらい事業計画

1. 基本方針

児童福祉法、及び障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に基づき、利用者のニーズに応じた個別支援計画を作成し、その計画に基づきながら在宅の利用者が住み慣れた地域での生活が送れるように、卒業後の生活を見据えた情緒の安定・気持ちの表出・生活スキル・作業スキル・ソーシャルスキルの向上等を目的とした支援を行う。

年齢や障がい特性に応じて、総合的なニーズを確認していきながら計画的にサービスを提供すると共に、保護者と一緒になって子育てを支える環境作りを行う。

2. 事業所の重点目標

【自立支援と日常生活の充実のための活動】

①遊びや活動を通して成功体験を重ね自己肯定感を育むと共に、自分の気持ちの表出を行える機会を重ねていくことで情緒の安定を図る。

②利用者のライフステージに応じた活動を提案すると共に、卒業後の生活をイメージできるよう情報提供や見学・相談を適宜実施していくと共に、家族を対象とした研修会を開催、地域に公開する。

【創作活動】

③自然に触れる機会を設け、季節の素材を用いた工作を行う等、表現する喜びを体験する。

【地域交流の機会の提供】

④家族参加型イベント等、家族と一緒に活動を行う活動を提案し、家族同士の繋がり作りや子どもと一緒に楽しめる活動機会を提供していく。

⑤ホームページの変更を行い、事業所の内容のみならず研修会の内容、実習・ボランティア等の受け入れ方法等を公開していくことで、地域に向けての情報発信を広げていく。

⑥社会福祉士等の実習、ボランティアの受け入れを通じ、次代の福祉を担う人材育成を行うと共に、開かれた施設作りを目指していく。

【余暇の提供】

⑦外出体験やレクリエーション活動を通じ、活動経験を重ねると共に、本人の選択肢の広がりを目指していく。

【職員の資質向上】

⑧虐待防止指針や感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針等を職員に周知しつつ、職員の実践力の向上に努めていく。

3. 事業の一日の流れ 【放課後等デイサービス事業】

① 平日（放課後）			
時間帯	内 容	時間帯	内 容
13:00	事業所出発～しげのぶ特別支援学校～ みなら特別支援学校	13:30	事業所出発（堀江小学校・粟井小学校・和気小学校 北条小学校 愛大附属特別支援学校）
14:25	しげのぶ小学部終業	14:30	事業所到着
14:35	みなら小学部終業（学内待機）		
15:15	しげのぶ中・高等部終業	16:15	おやつ 各種活動
15:25	みなら中・高等部終業 （送迎車で下校）		
16:15	事業所到着 おやつ・各種活動		
17:30	事業所出発	17:30	事業所出発
18:00		18:00	

② 土日・祝日・長期休暇時	
時間帯	内 容
8:00	事業所出発
10:00	事業所到着 各種活動
12:00	昼食・休憩 各種活動
15:00	おやつ
16:00	事業所出発
18:00	事業所到着

4. 支援の具体的内容

(1) 各種活動

① 遊びを通じた療育活動.

- ・ブロック等を使った創造力の育成
- ・バランスボードやトランポリン、ムーブメント運動を使った感覚統合

② 運動活動

- ・散歩やプール【夏期のみ】を使った健康支援

③ 学習活動

- ・持参の学習教材・数字や言葉等、生活の中で使うことのできる力の育成
- ・気持ちの理解・表出や各種ソーシャルスキルトレーニングの実践

④ 音楽活動

- ・ミュージックケア、リトミック活動を通しリズム力の育成及び情緒面のケア

⑤ 創作活動

- ・陶芸等制作活動 うちわ等季節の品物の作成 書道体験等個別の制作活動

⑥ 各種体験活動

- ・おやつ作り 買い物体験 釣り堀、ピザ作り体験 昼食体験 作業体験等

⑦ 機能訓練.

- ・専門職による各種機能訓練 月4回 第1～第4木曜日

(2) 生活支援

① 健康管理

- ・利用時の検温、体調不良時の家族、医療機関等の連携等健康面の支援

② 食事支援

- ・食事の際のマナー等の支援

③ 排泄支援

- ・トイレの誘導等の支援

(3) 相談等

- ・日常生活の中での助言、相談
- ・相談支援専門員との連携、他の福祉サービスの情報提供・サービスの斡旋や利用方法の助言
- ・保育所と連携しての就学相談や学校と連携しての個別支援計画の作成

(4) 送迎サービス

【平日】 みなら特別支援学校 しげのぶ特別支援学校 愛媛大学附属特別支援学校
堀江小学校 栗井小学校 和気小学校 北条小学校（その他の学校は要相談）

【休日】 各家庭

(5) その他

- ① ホームページ・園便り等を通じ、活動内容・予約状況等についての発信を行う
- ② イベントを通じて地域貢献の機会を設け、家族と協働した活動の提案や福祉施設の持つ資源を地域に還元していく

- ③ 家族参加型のイベント等を通じ、利用者を支える家族に対する相談・支援を行い、在宅の利用者・家族のもつニーズの掘り起こし、あるいはサービスに対しての疑問等の解消に努めていく
- ④ 卒業後の生活がイメージできるよう、グループホームの見学や作業体験を計画的に実施していく

5. 関係機関との連携

事業の実施にあたっては、下記の機関と連携を密にし、利用者の適切な支援とサービスの提供に努める。

- ① 当該市町及び児童相談所、学校等
- ② その他の放課後等デイサービス事業所や福祉サービス事業所、相談支援事業所等
- ③ 併設の児童発達支援センター及び保育所等訪問、又法人内他事業所

6. 緊急時の対応および安全管理

サービス提供時の利用者の安全・病状の変化・事故等については下記のとおり、適切な対応に努める。

- ① 家族への連絡等の措置
- ② 主治医やかかりつけ医療機関への連絡を行う等の措置
- ③ 救急医療機関への搬送等の措置
- ④ 事業所の管理者への連絡等の措置

「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規程により、当施設では利用者又扶養義務者及び家族の皆様方からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

尚、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び、第三者委員は下記のとおりです。

担当名	担当者名	役職	現住所	電話番号
苦情解決責任者	芳野 道子	管理者	松山市福角町甲 1285 番地 1 みらい	089-995-8527 mirai@hukuzumikai.com
苦情受付担当者	江戸 卓郎	児童発達支援 管理責任者	松山市福角町甲 1285 番地 1 くるみ園	089-979-5026 t-edo@hukuzumikai.com
第三者委員	小林 保一	福角会監事	松山市吉藤 2-17-46	089-922-5265
	八木 孝教	福角会評議員選 任・解任委員会	松山市堀江町甲 1378 番地 5	089-979-0405

1. 対象者

放課後等デイサービス事業の利用者

2. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面談・電話・書面・メール等により、苦情受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

(2) 苦情受付の報告、確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く）に報告致します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情を解決するための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整や助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 愛媛県「運営適正化委員会」の紹介

事業所で解決できない苦情は、下記の委員会に申し出ることができます。

委員会名	設置場所	住所	郵便番号	電話番号
運営適正化委員会	愛媛県社会福祉協議会	松山市持田町 3-8-15	790-8553	089-998-3477